

「介護サービス情報公表制度」とは

＜＜介護保険法第 115 条の 35＞＞

【制度の概要】

- ①介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用しようとする方が、主体的に事業所選択ができるように支援することを目的として、「介護サービス事業所」の情報を、インターネットにより公表するしくみです。
- ②介護サービス事業者（新規に開始した事業者、前年度の介護報酬の実績がサービス毎に 100 万円を超える事業者）は、介護サービスの「基本情報」や「運営情報」を、年 1 回、都道府県に報告することが義務づけられています。
- ③都道府県は、毎年情報の公表の計画を定め、必要と認められる場合（奈良県指針：②の報告事業者のうち、前年度新規に開始した事業者、今年度指定更新対象事業者等）に、報告内容について事実確認をする訪問調査を実施します。この調査は、介護保険法に基づき都道府県が指定した調査機関が行います。

【情報の報告から公表までの流れ】

